

○神戸大学内海域環境教育研究センターマリンサイト共同利用協議会規程

(平成 26 年 5 月 20 日制定)

改正平成 28 年 3 月 31 日平成 28 年 9 月 30 日

平成 31 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学内海域環境教育研究センター規則(平成 19 年 3 月 20 日制定)第 10 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学内海域環境教育研究センターマリンサイト共同利用協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 神戸大学内海域環境教育研究センターマリンサイト(以下「マリンサイト」という。)の共同利用に係る実施方針に関する事項
- (2) マリンサイトの共同利用に係る実施計画に関する事項
- (3) マリンサイトの共同利用に係る公募及び選考に関する事項
- (4) その他マリンサイトの共同利用に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター長が指名するセンターに主に配置された神戸大学の専任教員 2 人
 - (3) 前号以外の神戸大学の専任教員 1 人
 - (4) 共同利用に関し学識経験を有する者 4 人
 - (5) その他センター長が必要と認めた者
- 2 前項の協議会委員の総数に占めるセンターに配置された又は所属する職員の数、は、2 分の 1 以下とする。
- 3 第 1 項第 2 号から第 5 号までの委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 5 条 協議会に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、文理農等キャンパス事務部理学研究科事務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年5月20日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第2号から第5号までに掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月31日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。